

令和5年（行コ）第8号 建物解体撤去等差止請求控訴事件

控訴人 野地秀一外31名

被控訴人 北海道

検証申出書

令和5年5月31日

札幌高等裁判所第2民事部八係 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 原 洋 司

同 弁護士 芦 田 和 真

控訴人らは、以下のとおり検証の申出をなす。

1 検証の目的物

- (1) 別紙物件目録記載の百年記念塔及びその敷地
- (2) 隣接する北海道開拓の村及び北海道博物館の各外観

2 検証により証明すべき事実

北海道百年記念塔の外観、形状、敷地及び周辺環境を検証することにより、北海道百年記念塔の歴史的文化的精神的な価値と意義を証明する

3 検証を申し出た理由

控訴理由書に記載したように、北海道百年記念塔は北海道の住民とりわけ圏内控訴人にとって歴史的文化的精神的な価値及び意義を有し、それらの価値と意義は抽象的なものではなく具体的なものであるが、証拠として提出されている写真や映像を見ただけではそれらを証明することは極めて困難であり、現実に北海道百年記念塔の外観、形状、敷地及び周辺環境を五感で感得することすなわち検証をすることが不可欠である。

以 上

(別紙)

物 件 目 録

所 在	札幌市厚別区厚別町小野幌53番2
構 造	鉄骨トラス構造、地上25階建
骨 格	鉄骨造高張力鋼、高力ボルト締め
外 装	耐候性高張力鋼板張
内 装	床及び階段チェッカープレート張 壁面角並鉄板張
底面積	690.386平方メートル
塔 高	100メートル
種 別	公共用財産
名 称	北海道百年記念塔

(以上、未登記)